



お知らせ

## 住宅・土地統計調査にご協力を

伊奈庁舎みらいまちづくり課 ☎58・2111（内線1205）

10月1日現在を基準に、国の重要な統計調査である「住宅・土地統計調査」を実施します。

▼調査の目的は「住宅生活に関するさまざまな施策のための基礎資料を得るため。」

▼調査対象は本市では、159調査単位区の中から無作為に選ばれた約2700世帯が対象です。

▼調査方法は調査員証を携帯した調査員が、9月中旬頃に調査票を世帯ごとに配布します



お知らせ

## 難病患者福祉手当をご存じですか

伊奈庁舎社会福祉課 ☎58・2111（内線4102）

ので、インターネットで回答するか、記入済みの紙の調査

難病患者福祉手当は、原因不明で治療方法が確立されていない難病疾患患者の方の、心身の安定と福祉の増進を図る目的のため支給するものです。

次の方には、申請していただかない方は早

で、まだ申請していない方は早



環境・くらし

## その看板大丈夫!? 適法? 違法?

谷和原庁舎都市計画課 ☎58・2111（内線5106）

市内に限らず全国で、道路沿いの土地、店舗の壁・敷地、住宅の塀、電柱などにさまざまな大きさ・形の看板が設置されています。いたるところで目にするこれらの看板は、屋外広告物といいい、商業活動を活気づけるものですが、無秩序に掲示されると、都市や自然の景観を大きく損ないます。

このため、まちの景観を

ために、看板の設置には基準が定められており、原則として、市の許可が必要です。

市では、市民憲章に掲げた「緑ゆたかな美しいまち」を目指すため、看板の調査を実施し、違法と思われるものへの指導を続けています。しかし、市内全域には膨大な数の看板があり、すべてを調査するには、多くの時間がかかります。



お知らせ

## 地震発生時はお迎えをお願いします

伊奈庁舎学校教育課 ☎58・2111（内線7102）

中学生以下のお子さんのいる保護者の皆さんへ

市では、お子さんが登園・登校している時間帯に、市域で震度5強以上の強い地震が発生したときは、すべての市立幼稚園・小中学校で保護者の方への引き渡しを行います。

東日本大震災の経験から、幼稚園や学校からの電話連絡網やメール配信が停滞するおそれがあるため、市の防災行政無線で

も保護者への引き渡しを行う旨の連絡を行います。

幼稚園・学校からの連絡が家に届かない場合でも、保護者の方が、自身の安全を確認した上で、お子さんを各園・各校に迎えに来てくださるようお願いいたします。

地震発生の際には、誰が迎えに行くのかなど、非常時の対応について事前に家族で話し合います。

票を提出していただき（郵送による提出も可）。

調査の対象となった世帯の皆さんは、調査の趣旨をご理解いただき、回答をお願いします。

めに手続きをしてください。この手当は、申請に基づき支給されます。 ※すでに支給決定を受けている方は申請不要です。

▼支給要件は茨城県（保健所）発行の「指定難病特定医療費受給者証」を持っていて、市内に住民登録があること。

▼支給額は月額1万円。 ※ただし、支給対象月数が10カ月未満の場合は、支給対象月数×1000円。

※申請した月の翌月から支給対象となります。 ※手当は毎年3月に当該年度分を支給（口座振込）します。

▼申請場所は社会福祉課窓口

- ▼必要書類
- ① 指定難病特定医療費受給者証
- ② 本人名義の預金通帳・カード
- ③ 印鑑

## 「もみがら焼き」は周辺に配慮を！

稲刈りが終わると燻炭を作るなどの目的で、「もみがら焼き」が行われていますが、毎年もみがら焼きに伴う煙や降灰、臭いに関する苦情が多く寄せられています。もみがら焼きをする際には、「住宅地周辺で燃やさない」「周囲の住民に迷惑かけない」「風向きに注意する」など、地域環境に十分に配慮してください。

伊奈庁舎生活環境課 ☎58 - 2111（内線3304）

① 看板設置のために、土地や塀などを貸す場合には、それが適法なものか、許可申請を行う予定であるものかどうかを依頼者に確認してください。疑問がある場合には、市へ連絡をしてください。

② 店舗などの経営者の方は、基準に合った看板を設置するために、事前に市と協議をしてください。

この2点にご協力いただき、市全体で、まちの景観を守っていきましょう。